

規制の事前評価書

1 規制の名称

インターネット異性紹介事業者に対する規制の強化

2 担当部局

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課

3 評価実施時期

平成20年2月

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的

インターネット異性紹介事業^{*1}に関係した事件の被害児童数は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「現行法」という。）の施行前である平成14年以降、一貫して1,000人を超えている。

平成15年の現行法施行後、いったん減少していた被害児童数は、平成18年に再び増加に転じ、平成19年上半期も前年同期とほぼ同水準で推移しており、児童の被害は深刻な状況にある。

こうした現状にかんがみ、現行法を改正し、インターネット異性紹介事業者（以下「事業者」という。）に対する届出制の導入等の規制の強化によりインターネット異性紹介事業の利用に起因した児童の犯罪被害防止を図る。

(2) 規制の内容

インターネット異性紹介事業の適正の確保を図り、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童の犯罪被害を防止するため、次の措置をとる。

ア インターネット異性紹介事業に関する届出制度を創設する。

イ 本法に違反した者に対する指示及び事業停止命令を設け、また欠格事由を定めて、該当者が事業を行っているときは、事業の廃止を命ずることとする。

ウ 事業者は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等（以下「禁止誘引行為」という。）が行われていることを知ったときは、速やかに当該禁止誘引行為に係る異性交際情報を公衆が閲

*1 面識のない異性との交際（以下「異性交際」という。）を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業

覧することができないようにするための措置（以下「防止措置」という。）をとらなければならないこととする。

(3) 規制の必要性

ア 届出制度の創設

今回の法改正により、事業者に対し新たな義務を課す予定であり、また、それらの義務の確実な履行、ひいては適正な事業運営を担保するため行政処分の規定を置くが、平成17年4月に施行された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の制定を契機とした個人情報保護の意識の高まりにより、事業者の情報の把握が立法時に比べて困難となっており、行政処分をすることが極めて困難という問題があることから、届出制を導入し、事業者の情報を処分庁たる都道府県公安委員会が把握する必要がある。

イ 行政処分の強化

事業者に対し新たに届出義務、禁止誘引行為の防止措置義務等を課すこととしているところ、違反行為を繰り返す事業者もあることが想定され、そのような場合、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童の犯罪被害が発生するおそれが高くなる。

そのため、インターネット異性紹介事業に必要な指示をする、又は停止を命じる仕組みを設けることにより、法令の遵守を促すことが必要である。また、そもそも法令の遵守を期待することが典型的に困難な者を排除するため、欠格事由（暴力団員、児童、一定の前科者等）を設け、事業者が欠格事由に該当することが判明した時にインターネット異性紹介事業の廃止を命じる制度を設けることが必要である。

ウ 防止措置義務の新設

禁止誘引行為に当たる書き込みが一定期間ウェブサイトに掲載され続けた場合には、当該禁止誘引行為に応じ、又は当該禁止誘引行為に影響を受けて同様の禁止誘引行為を行う児童一般に被害を及ぼすおそれがあり、また現実に禁止誘引行為を契機として児童買春等の児童に係る犯罪被害が発生している。

防止措置により、禁止誘引行為に当たる書き込みが速やかに削除されることが期待でき、また書き込んでもすぐに削除されるとなれば出会い系サイト利用しようとする児童に対する抑止力になり、児童に係る書き込みをきっかけとする児童被害の未然防止効果が見込まれることから、これを義務付けることが必要である。

5 法令の名称・関連条項とその内容

現行法第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第15条及び第18条

6 想定される代替案

行政処分等を行うために事業者を特定する必要があるとき、事業者との契約者情報を保有する第三者（アクセスプロバイダ、サーバ管理者等）に協力要請する方法を採用する。

7 規制等の費用

(1) 本改正案

届出、防止措置等の義務を遵守するためのコストとして、事業者に事務的負担が発生するが、規制の導入に伴って新たな金銭的負担は発生しない。

(2) 代替案

本改正案と比較して、事業者のコストとしての届出に伴う事務的負担がなくなるが、行政処分を行うなど事業者を特定する必要があるときに、インターネット異性紹介事業に関し責任を負う程度が低いアクセスプロバイダやサーバ管理者などの契約者情報を保有する者に、行政庁に協力する事務的負担が発生する。

8 規制等の便益

(1) 本改正案

本改正案を採用することで、

ア 事業者の情報を処分庁たる都道府県公安委員会が把握できるため、事業者に対する迅速な行政処分が可能となる。

イ 事業者としての義務の遵守を期待することが典型的に困難な者の排除が可能となる。

ウ 行政処分により、事業者の確実な義務履行を確保できる。

エ 禁止誘引行為に係る情報がインターネット異性紹介事業のウェブサイトに掲載された場合でも、事業者がそれを知ったときは防止措置がとられ、当該誘引行為に係る異性交際情報は公衆が閲覧できない状態になる。

などの結果から、インターネット異性紹介事業の適正の確保が図られ、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童の犯罪被害が防止されることが期待される。

(2) 代替案

アクセスプロバイダやサーバ管理者などの契約者情報を保有する者から協力が得られない場合、本改正案で届出制を採用した場合に比較して事業者を特定できる可能性が低くなることが考えられる。

事業者を特定できない場合、事業者による確実な義務履行の確保が難しくなり、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童の犯罪被害が防止されないこととなる。

9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

インターネット異性紹介事業の適正の確保が図られ、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童の犯罪被害が防止される。一方、インターネット異性紹介事業を行う者に届出、防止措置等に伴う事務的負担が発生するが、新たな金銭的な負担は発生せず、児童保護の観点から得られる便益に比して合理的な範囲のコストと考えられることから、本改正案の導入は適切であると考えられる。

なお、代替案は本来児童被害の防止に責任を負うべきインターネット異性紹介事業者ではなく、相対的に責任の軽いアクセスプロバイダやサーバ管理者に負担がかかる

上、事業者を特定できる確度も本改正案に比べて低いことから、本改正案は代替案より優れている。

10 有識者の見解その他の関連事項

平成19年10月から、出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止のための対策を検討することを目的として「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止研究会」(座長：前田雅英 首都大学東京都市教養学部長)を設置し、幅広く検討が行われ、平成20年1月に報告書「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止の在り方について」をとりまとめた。

今般の法改正案については、当該報告書の内容を反映したものとなっている。

11 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後5年を経過した時点において、インターネット異性紹介事業者に対する規制について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。